

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成28年9月7日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500843号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600149号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成24年7月1日から平成25年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成24年7月から平成25年8月までは32万円から41万円、平成25年9月及び同年10月は28万円から38万円とする。

平成24年7月から平成25年10月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年7月から平成25年10月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における平成25年11月1日から平成27年8月25日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成25年11月から平成26年8月までは28万円から44万円、平成26年9月から平成27年7月までは32万円から41万円とする。

平成25年11月1日から平成27年8月25日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年7月から平成25年11月1日まで
② 平成25年11月1日から平成27年8月25日まで

私の請求期間①及び②の標準報酬月額は、ねんきん定期便では28万円もしくは32万円と記録されているが、私は、A社から42万円ぐらいの給与を支給され、当該支給された給与に見合う厚生年金保険料が控除されていたと思う。

請求期間の給与の明細書等を提出するので、請求期間の年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①のうち、平成24年7月1日から平成25年11月1日までの期間については、請求者の標準報酬月額は、オンライン記録によると、平成24年7月から平成25年8月までは32万円、平成25年9月及び同年10月は28万円と記録されている。

また、請求者から提出された明細書によると、報酬月額に相当する標準報酬月額（平成24年7月及び同年8月は41万円）又は標準報酬月額の決定の基礎となる4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（平成24年9月から平成25年8月までは41万円、平成25年9月及び同年10月は44万円）は、オンライン記録の標準報酬月額を超えており、これら標準報酬月額と一致又は相違する標準報酬月額（平成24年7月から平成25年8月までは41万円、平成25年9月及び同年10月は38万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、明細書で確認できる報酬月額、標準報酬月額の決定の基礎となる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成24年7月から平成25年8月までは41万円、平成25年9月及び同年10月は38万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年7月から平成25年10月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し提出したか否かは不明であるが、厚生年金保険料は納付したと回答している一方、当該期間について年金事務所が保管する請求者に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、事業主から厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額を報酬月額として届出がされており、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成23年7月から平成24年7月1日までの期間については、請求者から提出された明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（平成23年7月及び同年8月は14万2,000円、平成23年9月から平成24年5月までは13万4,000円、平成24年6月は32万円）は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月

額（32万円）を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

請求期間②について、本件訂正請求日においては、保険料徴収権が時効により消滅していない期間であり、請求者のオンライン記録の標準報酬月額は、平成25年11月から平成26年8月までは28万円、平成26年9月から平成27年7月までは32万円と記録されている。

しかし、請求者から提出された明細書によると、請求期間②に係る標準報酬月額の決定の基礎となる平成25年4月から同年6月までは、標準報酬月額44万円、平成26年4月から同年6月までは、標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できることから、請求者の保険給付の計算の基礎となる平成25年11月から平成26年8月までの標準報酬月額は44万円、平成26年9月から平成27年7月までの標準報酬月額は41万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600021号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600150号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年3月18日から昭和51年6月16日まで

A社で勤務した請求期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額と比べて低く記録されているので、請求期間について、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された、A社に係る昭和49年5月の給与明細書によると、請求者は、オンライン記録の標準報酬月額(6万円)よりも高い報酬月額(8万7,340円)を支給され、オンライン記録の標準報酬月額(6万円)に見合う厚生年金保険料(1,740円)を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上述の給与明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致することから、厚生年金特例法の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求者は、上述の給与明細書のほかに、請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額が分かる資料を保管していない上、A社は、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額が分かる資料を保管していない旨の回答をしている。

さらに、企業年金連合会から提出された、請求者の請求期間に係る「中脱記録照会(回答)」の報酬給与の額は、請求者のオンライン記録の標準報酬月額と一

致していることが確認できる。

このほか、請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600030号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600151号

第1 結論

昭和52年11月21日から昭和53年5月21日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

昭和53年12月15日から昭和54年4月16日までの期間について、請求者のB社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和52年11月21日から昭和53年5月21日まで

② 昭和53年12月15日から昭和54年4月16日まで

A社で勤務した請求期間①及びB社で勤務した請求期間②の標準報酬月額が、実際の給与支給額と比べて低く記録されているので、請求期間について、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額が分かる資料を保管していない上、A社の業務を承継するC社は、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額が分かる資料を保管していない旨の回答をしている。

また、企業年金連合会から提出された、請求者の請求期間①に係る「中脱記録照会(回答)」の報酬給与の額は、請求者のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、請求期間①について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が請求期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、請求者は、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額が分かる資料を保管しておらず、B社から提出された、請求者の請求期間②に係る給料支給表によると、請求者は、オンライン記録の標準報酬月額(8万

6,000円)よりも高い報酬月額(8万9,590円から9万1,120円まで。)を支給され、オンライン記録の標準報酬月額(8万6,000円)に見合う厚生年金保険料(3,139円)を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致することから、厚生年金特例法の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600176号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600152号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和17年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年2月から昭和54年3月まで

私は、B社、A社、C社と空白なく仕事をしていたはずなのに、私が会社の設立から解散まで代表取締役であったA社の厚生年金保険の記録がない。厚生年金保険の被保険者であったことは間違いないので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社の代表取締役であったと陳述しているところ、同社に係る商業登記簿謄本により、請求者が請求期間において代表取締役に就任していることが確認できる。

しかしながら、国の年金記録において、商業登記簿謄本におけるA社の主たる所在地(D市E区)、又は請求者が訂正請求書に記載した同社の所在地(F市)で同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できず、代表取締役であった請求者は、同社では厚生年金保険の適用事業所としての届出及び保険料納付を行っていた旨陳述しているものの、当該届出及び保険料納付を確認できる資料はない。

また、請求者が請求期間のことを知っているとして名前を挙げている複数の同僚等に照会したところ、請求者のことは記憶しているものの、A社における厚生年金保険の事務の取扱いについては不明である旨の回答しか得られなかった。

さらに、上述の複数の同僚等は、オンライン記録によると、請求期間当時、国民年金に加入して保険料を納付していたことが確認できるほか、請求期間に係る給与明細書等を保管している者はいない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。